

主 語 の 決 定

宇 賀 治 正 朋

1. 英文法の領域で、文や語は定義のもっとも困難な問題にかぞえられ、現在にいたるまで、万人をひとしくなっとくさせるような定義は見出しがたい状態であるが、文や語におとらず定義がむずかしく、論議のたえないのは主語の決定の問題である。

由来、主語は

The word (or words) indicating the person or thing referred to is (are) called the SUBJECT of the sentence.

のように定義されることがおおく、この傾向がこんにちのいたるまで根強く存続し、かつ相当ひろくおこなわれていることは、たとえば上の引用が、最近のもっともすぐれた現代英語の記述文法の一つにあげられるR.W. Zandvoort, *A Handbook of English Grammar* (1957) からのものであることによっても、容易にうかがい知れるであろう。この種の定義がながく、ひろくおこなわれていることにたいしては、それなりの理由があるはずであるが、それが簡潔で、かつ、きわめて実際的である点をわれわれは見逃すことができない。すなわち、この種の定義によって主語の決定される文は実におおい。たとえば次のいくつかの文、およびほかの同型の文については、主語は問題なく決定されるであろう。

The wind was blowing northerly.

Washington is the capital of the United States.

Her name didn't occur to my friend.

しかし、次の文についてはどうであろうか。

It is an ill wind that blows nobody good.

What is the capital of the United States?

It never occurred to my friend that her name was Barbara
Anderson.

これらの文について、上にあたえられた定義だけをたよりに、主語を決定することは決して容易なことではない。たとえば、最初の例についていうなら、主語はItというよりは、an ill wind とする方がよりあたえられた定義に忠実な解釈というべきであろう。また、二番目の例についても、'refer to' されるのは What とみるべきか、それとも the capital of the United States とすべきかは、簡単にはかたづけられない問題である。さらに、主語を人または物をあらわす語（群）に限るというのも、あまりにもせますぎる見解で、そのような定義にしたがうかぎり、次のごとき文には主語は存在しないということにもなりかねない。

To err is human, to forgive divine.

このようにみてくると、一見まとまりを示すかにみえる上記の定義にも、なおいくばくかの不備がのこることがわかる。

上の定義の欠陥は、定義のなかに 'refer to' のごとき、意味内容のかなりずしも明確でないことばを用いた点に最大の難点がひそんでいるとみてよい。この定義の真意は、陳述の主題をあらわす語（群）をもって主語とみなすというところにあるが、これは定義者の側に論理学における Subject（主辞）の用法からの影響がみられることを感知させるものである。なるほど文法と論理学との交渉は深く、かつ古い。このこと自体にいま嫌うべき点はないであろう。人間が論理的な思考を志して以来、ことばは次第に論理性を加え、それに応じて、ことばの記述体系である文法も論理性を反映し、獲得してきた。しかし、だからといって、文法用語が論理学上の概念をになわされたり、文法記述が論理学上の用語でなされるということがあってはならないのである。論理学が文法と関連をもちうるのは、それが記述の素材ともいうべきことばに反映される限りにおいてか、

ないしはせいぜい、言語記述の方法論に関してだけであって、記述の道具立てそのものとしては絶対に用いられるべきではない。文法用語はあくまでも文法の領域内で規定されたことばによってのみ組み立てられるべきものと思う。

主語を文法論の領域内で、いわば言語学的に考察してすぐれたものにイエスペルセン⁽¹⁾の論考があるが、最近ではフリーズ⁽²⁾、ヒル⁽³⁾、スレッド⁽⁴⁾などが、さらに徹底した言語学的態度でこの問題を扱い、それぞれに有益な記述をのこしている。なかでもヒルの著作は、英語のいわゆる音韻文法(Phonologically based grammar)としては、こんにち‘the fullest treatment’⁽⁵⁾としての評価をあたえられているものであり、この種の文法としてはアメリカ構造学派の代弁ともうけとれる公表である。以下において、ヒルの主語論を出発点として、それを検討しながら、主語決定のさいのいくつかの問題点を明らかにしたいと思う。

2. ヒルの文法体系内では、主語は主語であるまえに、まず文の主要素(Main sentence element)としてとらえられる。これはひとつの前進である。従来は、論議は主として主語の内容に集中し、主語の範囲やひろがりなど、あるいは一般的に、全体としていくつの文の主要素をみとめ、それらはたがいによりによって区切られるか、などの問題はしかるべき考察をあたえられることはなかったといってよい。しかし、主語は元来、文法用語として、名詞や動詞などの品詞名と同じく、語(群)の文中における特定機能にたいして付与された名称である。品詞設定の場合、品詞として分類されるべき語は、すでに語としていちおう規定されていることが前提となるが、同様に主語設定の場合も、それに先立つて語(群)はいちおう文

(1) O. Jespersen, *The Philosophy of Grammar*, 1924.

(2) C. C. Fries, *The Structure of English*, 1952.

(3) A. A. Hill, *Introduction to Linguistic Structures*, 1958.

(4) J. Sledd, *A Short Introduction to English Grammar*, 1959.

(5) H. A. Gleason, *An Introduction to Descriptive Linguistics*, Revised edition 1961, p. 489.

の主要素として規定済みでなければならない。主語や述語や補足語などは、文がまずいくつかの主要素に分けられたあとで、これらの諸要素の機能に応じておのおのに与えられた名称であるからである。それでは、文の主要素はいかなる基準によって規定されるのか。

まず、三つの終止接続 (Terminal juncture) /|/, /||/, /#|/ のいずれか一つと先行のいくつかの高さ音素 (Pitch phoneme) の組み合わせを高さ形態素 (Pitch morpheme) といい、一つの高さ形態素によって区切られる分節形態素群 (Segmental morphemes) を音韻的句 (Phonological phrase) という。たとえば

The only man who spoke was ejected from the ladies' meeting.
が、

² The only man who spoke | ³² was ejected from the ladies' meeting³¹_#
のように話された場合には、二つの音韻的句 (The only man who spoke と was ejected from the ladies' meeting) をもつことになるが、

² The only man || ³² who spoke || ² was ejected from the ladies' meeting³¹_#
のごとき場合は、三つの音韻的句 (The only man と who spoke と was ejected from the ladies' meeting) よりなることになる。もちろん、内部に終止接続をふくまず、したがって、一つの音韻的句であると同時に一つの文である用例もある。

² The man came to dinner ³¹ #

二つ(以上)の音韻的句があつまって一つの文をつくる場合、おのおのの音韻的句にまたがる高さ形態素の連結様式には次の三つの型がある。⁽¹⁾

- (1) 同一の高さ音素で構成される形態素が添加されるもの。この場合、添加される形態素の高さは先行形態素の最後の高さにひとしい。この型の高さ形態素連結は二重十字接続 /#|/ をはさむ時にだけみられる。

(1) A. A. Hill, *op. cit.*, p. 257.

²Nô ³¹indéed # ¹Jôhn ¹¹sáid #

- (2) いわゆる複曲線 (Complex contour) の型の連結で、連結されるべき形態素の最高の高さが先行形態素のそれよりも一段ずつ高いもの。

²The Port of New York Authority | ² ² ³³ ² ticket book |
⁴⁴ sales office | ² ² ³¹ is over there #

上例の最初の三つの音韻的句はこの型の連結を例示し、それらは全体として、次例における The ticket office と同じく、単一の機能を果たす。

² ³ ² ² ³¹
The ticket office | is over there #

この型の連結は単一線接続/|/をはさむことがもっともふつうであるが、二重線接続/||/をはさむこともある。

- (3) いわゆる最小連結 (Minimal linkage) の型で、終止接続をはさむ二つの高さ音素が同じもの。この場合、二番目の形態素のすべての高さがひとしいということはない。すべてひとしい場合には、第一の型の連結となるであろう。

² ³² ² ³¹
Poor little old John | he nearly died #

この型の連結は単一線接続、ないしは二重線接続をはさんでおこる。

ヒルは以上の音韻現象に文の主要素決定の基準を求める。すなわち、文の主要素は、上の三つの型の高さ形態素接続のうちの第二型、および第三型によって決定されるという。第二型の複曲線がみられる場合は、連結される二つの高さ形態素、したがって、それらにおおわれる二つの音韻的句はただ一つの文要素に属し、第三型の最小連結がみられる場合は、二つの高さ形態素、したがって、それらにおおわれる二つの音韻的句はことなる文要素に属すものとする。

ヒルがこのように、文要素の決定を高さ形態素の連結の型に基づかせていることは、かれの文法が、分析の基礎を音韻現象におくいわゆる音韻文

法であることからして当然である。シンタックスの分析を、音韻現象に基づかせることの是非は、ヒルの方法論の根本をなす大問題で、筆者のよく論究しうるところではなく、またいまはその場合でもないが、ただ目下の文要素決定の問題にかんしていえば、さきにも引用した

²
The man came to dinner #³¹

のごとき、内部に終止接続をふくまず、ただ一つの高さ形態素しかもたぬ文にあっては、文要素設定の根拠が問題となるであろう。しかしこの場合、たしかに上例のごとき文は一つの音韻的句として発話されることがおおいであろうけれども、二つの音韻的句として発話されることもじゅうぶんありうることで、その場合には、終止接続は man の直後におこり、したがって連結は次にみられるように、第三の型となる。

² ³² ² ³¹
The man | came to dinner #

すなわち、高さ形態素の連結は、実際におこるもののほかに、その可能性のあるものをもふくめての基準と解されるべきものとおもう。

次に、二番目の複曲線による連結にかんしてであるが、ここで連結されるべき形態素の最高の高さは、先行形態素のそれよりも一段ずつ高いものと規定されている。英語の高さ音素としてヒルがみとめる数は /1/, /2/, /3/, /4/ の四つであるから、最初の高さ形態素が最高 /2/ の高さで出発しても、後続形態素が二つである場合は、それぞれ最高 /3/, /4/ の高さとなって複曲線の型で連結され、全体は一つの文要素に属することになるが、後続高さ形態素が三つ（以上）ある場合は、高さ音素に制限があるだけに、それらの形態素がすべて一段ずつ高い音素をもつことは不可能になってくる。この場合、複曲線に入りうるのは、出発点となった形態素をふくめてはじめの三つの高さ形態素だけなのであろうか。四番目以下の高さ形態素はどのようなかたちをとるのであろう。先行の形態素とともに同一の文要素に属することはできないのであろうか。たとえば、

Books, papers, pens, pencils, blotters were all lying on the table.

などの文が、はたしていくつの文要素からなり、おのおのの文要素の境界がどこにあるかなどの問題は、ヒルの記述からは必ずしも明らかではないようである。

3. 以上によって、特定の語（群）がそれだけで一つの文要素となりうるかどうかのいちおうの基準があたえられたことになる。次の問題は、上の基準によって文の主要素であることが明らかにされた語（群）が、主語であるかどうかを決定することであろう。ヒルによれば主語は次のごとく定義される。

When the sentence contains recognizable verb material and nonverbal material as well, this nonverbal material can be identified as the subject by the fact that the subject is linked to the verb by the process known as selection.⁽¹⁾

Selection については次の補足的説明があたえられている。

In defining the subject, the term "selecton" means that a

* (1)(2) *op. cit.*, p. 260. Selection とは要するに、従来 Concord ないしは Congruence (Bloomfield, *Language*, p. 191) の名でよばれてきたものをいう。すなわち、主語が三人称単数形で述語動詞が現在形の場合、通例述語動詞に屈折接辞 {-Z} が添加される事実を指す。ここでヒルは三人称単数形のかわりに gender-bearing といういい方をし、現在形のかわりに non-past といういい方をしているのであるが、それにはそれなりの理由がある。まず三人称単数形については、なるほどこれは事実にとった正しい名称には相違ないが、ヒルはやや無駄のある冗慢な呼び名と考える。そのわけは、この名称には、人称と数という二つの文法範疇がおりこまれており、したがって、ほかにもたとえば一人称単数、二人称複数など五つの組み合わせがあり、おのおのにことなる現在形動詞が対応していることを暗示するが、実際にはこれらに対応する五つの動詞形は同じであるからである。{-Z} が要求されるのは主語が、he, she, it のいずれであるほかに、

John stands on the corner.

Mary stands on the corner.

The house stands on the corner.

など、名詞が he, she, it のいずれかによっておきかえられる文においてだけである。これら三つの代名詞は、英語における文法的性 (Gender) の区別をあらわす唯一の語で、この特質をたくみに利用することにより、ヒルは {-Z} にこれまで以上に合理的な Gender-form という一元的な名称をあたえることに成功しているのであるが、その慧眼はじゅうぶん認められてよいであろう。なお、ヒルには *Intro-*

gender-bearing noun or pronoun requires the {-Z}4 suffix in any verbal situation where that suffix is possible, and it is this requirement which identifies a noun or pronoun as subject.⁽²⁾

たとえば,

Man makes laws.

という文では、動詞は屈折語尾 {-Z}4をともなっているが、二つある名詞のうち、Man だけが、文法的性の区別をあらわす代名詞の he と交替できるので、動詞の屈折語尾を選択したのは Man であり、したがって主語は Man であることが明らかとなる。

このヒルの主語の定義は非常に明快である。そこには、冒頭に引用した Zandvoort のそれにみられるような、'indicating the person or thing referred to' などという内容規定の困難なことばはみられない。ヒルの定義の要点は、

1. 主語を動詞との関連において定義していること

* *duction* 出現以前にすでにこの問題を論じた次の論文がある。

A. A. Hill, "English Verb Nomenclature—'Third Person Singular,'" *Studies in Linguistics*, Vol. 10, No. 3. (1952).

ついでながら、{-Z}4の4は同じ形の形態素がいくつもあるため、それらを区別するために便宜的につけられた数字である。{-Z}1は two boys などにおけるいわゆる複数接辞、{-Z}2は John's house などに見られるいわゆる属格接辞で、ヒルが、添加された名詞の統語上の機能から決定接辞 (Determinative suffix) と呼ぶことを提案するもの、{-Z}3は This is one of hers. などに見られる Bloomfield (*Language*, p. 256) のいわゆる前方照応代用辞 (Anaphoric substitute) で、ヒルがより厳密に特殊代用辞 (Specific substitute) と呼ぶことを提案するものを指す。

次に動詞の現在形を non-past と呼ぶことは、{-Z}4にたいして Gender form の名称を提案することとちがって、ヒルに始まったところみではなく、たとえば、E. A. Nida, *A Synopsis of English Syntax* (1951), や、R. B. Lees, 'Grammatical Terminology in Teaching English,' *Language Learning*, Vol. 5, Nos. 3-4. (≡ *Selected Articles from Language Learning*, No. 2.) などにも同様な用法がみられる。理由は、現在形がかならずしも現在のみを意味するものではなく、しばしば He shaves everyday. などにおけるように過去、現在、未来にまたがる習慣をあらわしたり、さらに The train leaves in fifteen minutes. などにおけるように、未来をあらわすことなどによる。

2. 主語と動詞との結びつきを{-Z}4の選択により解していることの二点にまとめられようが、そのいずれにおいても用語の内容については疑点は残さない。「行為者・行為」の構造が英語のいわゆる愛用の文型(Favorite sentence-form)であることは、われわれすべてが体得している事実であるが、ヒルの定義のメリットは、用語の透明さもさることながら、定義者がこの事実に着眼して、主語を行為をあらわす動詞との関連において、形態的にとらえた点にあるように思われる。

ここで、この定義について、長所を解説し、贅意の贅言をついやすことは容易である。しかしそれは本論の意図するところではない。本論の意図はヒルの所説を検討することにより、一般に主語を定義するさいの問題点を明らかにするにある。

「行為者・行為」は英語にもっとも普遍的な構造であり、いかなる主語論もこの点を無視することはゆるされない。この点に基礎を求めたヒルの主語論は、そうすることによって、いわば定義のための必要条件をみたしたといえる。しかし、同時にそれが充分条件でもあるかどうかという点になると、問題はかならずしも明白ではなく、ヒルの主語論もこの点で検討の余地をおおいに残しているようである。

最大の問題は、{-Z}4のあらわれる文は非常にかぎられているということであろう。{-Z}4があらわれるためには、主語は he, she, it のいずれか、またはこれらのいずれかと交替できるものでなければならないほかに、動詞は{-Z}4接辞をとりうるものの現在形であることが必要である。いまかりに、名詞と動詞が名詞・動詞・名詞の順に配列されるとして、数による名詞の形態上の相違、時制による動詞の形態上の相違を考慮した場合、ヒルによれば、可能な組み合わせは次の八つであり、これらのうち、主語であることが定義上明らかなのは上段の二つだけであるという⁽¹⁾。

Man makes laws. Men make law.

(1) *op. cit.*, p. 260.

Man makes law. Men make laws.

Man made laws. Men made laws.

Man made law. Men made law.

すなわち、のこりの六つの文については、たとえ {-Z}4のあらわれるものがあったとしても、どちらかの名詞が主語であるかは決められないというわけである。たとえば、左欄上から二番目の Man makes law. では、たしかに {-Z}4がみられるが、名詞は両方とも単数形であるから、どちらの名詞がこの動詞形を選択したかは決定できない。この場合、もしも Man を主語とみるというのであれば、それは語形以外の、語順を考慮してはじめて可能な解釈である。しかしヒルにあっては、語形を選択がつねに語順に優先し、語順は二次的重要性をあたえられているにすぎない。さらに、過去形動詞の場合は、主語決定のすべはなにもない。Man made laws. のごとく、いずれか一方の名詞が単数である文においては、動詞を現在形に変えれば、選択が指向的にあらわれるから、変形は主語決定に役立つとしても、両方の名詞が数形態上ひとしいときには、動詞を変えただけでは Man makes law. となるだけで、問題は解消しない。動詞のほかに名詞までも変える必要がおこってくるのである。

ヒルの定義に忠実にしたがって主語を決定しようと思えば、われわれは、すでに主語が明示されている Man makes laws. Men make law. の型の文以外については、つねに上述のごとき変形操作を要求されていることになる。しかし日常の言語生活では、ヒルも認めているように、われわれは、いちいちこのような変形操作をくりかえして主語を決めているわけではない。われわれは、われわれの言語的直観ともいうべきものによって主語を決定しているのである。ヒルの上の定義がこの言語的直観の内容と全くことなるものであるとしたら、それがいかに明白透明にのべられていようとも、それはあまり意義のある定義とはいえない。それでは、われわれが主語決定にさいし、援用する直観の内容はなにか。

名詞と動詞が名詞・動詞・名詞の順に配列されてできる文の総数は、語形上の相違による区別を考慮して、八つであるとヒルは言ったが、これは正しい数であろうか。名詞には二つの、動詞には三つ（{-Z} 4のつかない現在形，{-Z} 4をともなり現在形，および過去形）のことなる形態があるから、これらの組み合わせは、数理的には十二（ $2 \times 3 \times 2 = 12$ ）あるはずである。それらを例示すれば、次のようになる。

- 1) Man make law. 5) Man makes law. 9) Man made law.
- 2) Man make laws. 6) Man makes laws. 10) Man made laws.
- 3) Men make law. 7) Men makes law. 11) Men made law.
- 4) Men make laws. 8) Men makes laws. 12) Men made laws.

これらのうち、1) は直説法の文としてはおこることはなく、8) も英語の文としては不可能である。したがって、これらを除去するとして、残る文の数はヒルのいうように八つではなくて十である。これらのうち、動詞形の選択によって主語が明示されるのは、ヒルのあげる3) 6) のほかに、2) と 7) がある。

ヒルがなにゆえに 2) と 7) を挙げなかつたかは不明である。まずなされる素朴な推測は、特別な理由もないまま、ただ不用意に 2) と 7) を見過ごしたということであろう。もしもこれが真実であるならば、以下の検討によっても明らかのように、これら二文の脱落があとの議論におよぼす波紋は小さくないだけに、著者の不注意はとがめられてよいであろう。

2), 7) とともに、主語は動詞のあとに位置している文であり、全く同じ型の文がそろって除かれていることには、偶然以外の要素が感じられぬこともなく、この点、単なる脱落という見方には疑問がないわけではない。かりにそれが不注意による単なる脱落であると仮定して、2) と 7) とをヒルの表に補足した場合、それがヒルのその後の所説にどう影響するかを検討してみよう。補足の結果は、かれの表は前ページのわれわれの表と同じに

なるが、これらのうち、主語が選択によって明示される文は四つあり、いまそれらを便宜上、抜き出してみる。

2) Man make laws. 6) Man makes laws.

3) Men make law. 7) Men makes law.

主語が選択によって明示されない Man made laws. などの文がほかに六つあるが、これらについては、ヒルは、既述のとおり、動詞を現在形に変え、名詞を適時単数形ないしは複数形に直すことによって、これらを、選択が顕現的に示される上記四つのいずれかの文型に還元し、主語を決定することを期待している。これはこれでよい。新たに疑問となるのは、日常の言語生活において、われわれはそのたびごとに上のような変形操作にたよって文を解釈しているわけではない、というヒルの付言である。ヒルがこのような言説をなす根拠は、Man made laws. など六つの文に、選択が顕現されるように変形操作を加えた場合、これらはかならず、Man makes laws. Men make law. のいずれか一つに還元されるものときめていたためではなからうか。しかし、実際には、ほかに Man make laws. Men makes law. に還元される可能性をも秘めているわけで、この点を考慮するなら、変形にたよらずに、いわば直観だけによって、その根拠にもふれずに一方的に、動詞に先行する名詞を主語と決定することには、すくなくとも理論的には、危険がともなうものといわざるをえない。

それでは、Man made laws. のごとき文は、つねにもっとも確実な変形の手順によってのみ主語が決定されるべきかということになると、ここでもやはり問題は残るように思う。そのわけは、たとえば Man made laws. が、Man makes laws. Man make laws. という二つの文に変形されるとして、特定の場面において発話されたこの文が、内容上、その二つの変形文のどちらとひとしいかは、直接にこの文の発話者にたずねるか、前後の文脈を調査するか、あるいは統計的事実にもとづく一般的推定などに頼る以外には、決められないのではないだろうか。これが決められるの

であれば、変形によって主語を決定するなどというやっかいな手順は、はじめから必要ないわけである。Man made laws. は Man makes laws. か、ないしは Man make laws. -のいずれかに変形されて主語は顕現する、などといったところで、新しいものは何も加えたことにはならないし、ましてや問題を解決したことにもならないであろう。

このようにみてくると、名詞や動詞をいろいろに変形して主語を決めようとする操作にも、難点のあることがわかる。もしもそれらの難点が除かれたとしても、ヒルが付言するように、われわれがふだんそのたびごとに、変形操作によって主語を決めていないのであれば、変形をもって主語決定の唯一の基準とすることなど到底できるものではない。Man made laws. が、いちおう可能性として、Man makes laws. Man make laws. のいずれとも内容上対応できるにもかかわらず、われわれが通常 Man makes laws. と等価と考えるとすれば、これは、現代英語において、主語・述語の語順が確立している事実にもとずいての判断である。とすれば、ふだんはわれわれは変形の手順によって主語を決定しているわけではない、などとだけいわないで、一步を進めて語順にも主語決定の基準たりうる資格をあたえ、選択により主語が明示される場合を除いては、動詞に先行する名詞を主語とするむねを明言するのが、はるかに事実にも則した自然な方法とおもわれる。

2)と7)がヒルの表から脱落していることにたいする可能なもう一つの推測は、かれがこれらを故意に除去したと考えることである。この場合、故意に除去することの根拠となっているのは、上にも言及された、現代英語における主語・述語の語順の確立という事実とみて間違いないであろう。もしもこの推測が正しいとすれば、ヒルは重大な矛盾をおかしていることになる。というのは、Man make laws. Men makes law. のごとき文はじゅうぶん可能であるにもかかわらず、それが述語・主語という理由で除かれているのであるから、ヒルはこの場合、語順を絶対視しているこ

とになる。ところが *Introduction* の261ページには、主語の決定に関連しての著者の語順にたいする考えが注釈的にのべられており、それによれば、主語の決定にあたり、選択を第一基準としてこれに優先性をあたえ、語順には二次的重要性しか認めていない。その場合、そのような考え方をとることの根拠としてそこに示されているのは、*Two loves has Mary.* という文である。これは、断るまでもなく、ヒルが故意に省略したとわれわれが想像した *Man make laws. Men makes law.* と同型である。一方において、これらの二文を、それらがきわめてまれであるという理由でしりぞけながら、他方において、同じ語順をもつ *Two loves has Mary.* を認めるなどということは考えられない。とすれば、これらの二文が故意に省略されたとする見方も適切さを欠くといわなければならない。これらは、やはり、不注意による脱落なのであろうか。

4. 主語を決定するにあたり、動詞形を選択を一次的基準とし、選択によりいずれとも決め難い場合に、主語・述語の語順を二次的基準として援用することを規則化する場合に、それに先立って考察すべき問題が、少なくとも二つある。以下、残りの余白をこの問題の考察にあてる。

その第一は、

Him and me hit the man.

によって代表される型の文についての問題である。この型の文がしばしば *He and I hit the man.* と同じ意味内容をあらわし、したがって *Him and me* を主語と判断すべき場合があるが、上の規則はこの事実と矛盾しないかどうか。なるほど、ここで *Him* と *me* は目的格代名詞であり、目的格代名詞は主語であることを示すよりも、目的語であることを合図することの方がはるかに多い。したがって、代名詞の場合は、格変化による形態上の相違だけによって、主語の決定がなされる場合が少なくない。たとえば、

Two loves have I.

Two loves have me.

が全く同じ強勢や抑揚で発話されたときには、これら二つの文は、代名詞形だけによって区別される、いわゆる最小の対立形となる。それゆえ、これらの文において、主語がことなるのであれば、この相違は代名詞形の相違に反映されているとみるべきであろう。この場合、Two loves が選択する動詞形と I が選択するそれとが同一であるから、主語はこの段階で決定できず、次の代名詞の形態という下位の段階の相違にゆだねられたものといえる。かりに主語決定の基準として、動詞形を選択と代名詞の屈折形とが衝突する場合には、選択は語順にたいすると同様、代名詞にたいしてもつねに優先性をあたえられるべきである。主語はすでに述べたごとく、述語動詞との関連において設定されるべき文要素であり、したがって、主語設定のさいの基準もこの点を反映したものに一次性があたえられて当然である。

問題の Him and me hit the man. はそのような場合を例示してくれ、この文が現在時制のわく内での発話であるならば、Him and me は、その形態のいかんにかかわらず、選択の基準によって、主語と判定されるべきである。Him and me などの代名詞の形態についての問題は、この段階で論ずべきではなく、主語の決定がおわったあとで、主語の形態を扱う部門で処理するのがよいであろう。それよりも問題は、上文が過去時制のわく内でいわれたときであろう。この場合、上文は The man hit him and me. と同じ内容をあらわすほかに、He and me hit the man. と等価となりうる可能性をもつ。この場合は、主語・述語の語順が代名詞の形態に打ち勝って、そのような解釈をわれわれに強要しているわけである。代名詞形と語順とは、主語決定の基準としては、ともに二次的基準であって、これらのうちのどれに優先性をあたえるかは、容易にはきめられない、この場合、一つの手掛りとなるのは、上文が He and I hit the man. と同じ内容をつたえる用例が、どのスピーチ・レベルでどれだけ頻繁

か、ということであろう。フリーズによれば、この用法は彼の分類する俗語に特徴的で、その頻度も極度にすくないという⁽¹⁾。もしそうだとするならば、これを根拠として、代名詞形を優先させることは、じゆうぶん理のあるところである。しかし、フリーズの調査はいまから二十年以上も前のものであるし、主語・述語の語順が英語の *Genius* にそったものであることを考えるとき、その数字は今後とも着実に増加し、かつフリーズのいわゆる普通語、標準語への進出もおこることが予想される。このことを考慮するなら、いまただちに、代名詞形と語順の優位性に決着をつけることは必ずしも望ましいことではないように思われる。

選択を第一基準とし、語順を第二基準として主語を決定するさいの問題点の第二は、従来とかくの議論をよんだ

The prettiest girl at the ball was Miss Castlewood.

などの型の文はいかに処理されるかということである。

一般に、主語と述語を、それらの概念上のひろがりという点からみた場合には、主語の外延は述語のそれよりも小さく、したがって主語は述語よりも特殊であるのがふつうである。このことは、たとえば

A dog is a domestic animal.

A dog is a mammal.

A dog is an animal.

A dog is a living being.

などの一連の文を観察することによって、ただちに理解されよう⁽²⁾。これらの文において、述語の外延はあとの文ほど拡大され、逆に主語は相対的に特殊化されているのである。主語の外延と述語のそれとが、ほぼひとしいと考えられる場合もあって、

The capital of England is London.

(1) C. C. Fries, *American English Grammar*, p. 95.

(2) 石橋幸太郎, 「英文法ところどころ」 p. 159.

London is the capital of England.

などの一対の文は、それを例証するものと思われる。しかし、主語の外延が述語のそれをこえる文はないようである。

イエスペルセンは特殊性 (Speciality) を主語の特性とし、ここに主語決定の基準を求めている。すなわち、主語の判別が困難な場合には、概念上、より特殊なものが主語であるというのである。⁽¹⁾ 相対的な特殊性を判断することは、多くの場合、容易であるから、それらの文について、特殊性によって主語を決定することは困難ではない。ただ、上にも引用した「ロンドン」についての一対の文のように、二つの名詞 (句) が be 動詞をはさんで交換可能であり、同程度に特殊と思われる場合には、そのかぎりにおいて、主語の決定は容易ではない。しかしこの点については、イエスペルセンは

...Yet it seems natural in such cases to take the proper name as the more special and therefore as the subject.⁽²⁾

と裁断を下している。この見解に従えば、上例における主語はいずれも London と判定される。最初にあげた The prettiest girl at the ball was Miss Castlewood. は、イエスペルセンからの借用例であるが、この場合の主語も, Miss Castlewood was the prettiest girl at the ball. におけるそれとひとしく、同じ特殊性という基準によって、Miss Castlewood と判定される。

イエスペルセンのこの方法はたしかに、興味ある有益な方法であるが、その適用には周到な注意が必要とされよう。元来、特殊性という性質は、すでにほかの要素によって主語であることが明らかな文要素を、ほかの文要素と比較することによって、主語に特色づけられたものに過ぎない。すなわち、特殊性は主語にとっては先験的、演繹的というよりは、後験的、

(1) O. Jespersen, *op. cit.*, p. 153.

(2) *Ibid.*, p. 153.

帰納的なものであるはずである。後驗的、帰納的性質が進んで判断決定の基準となるためには、まずそれがきわめて蓋然性の高いことが前提条件となるであろうが、特殊性はどの程度の蓋然性、普遍性をもつものか。問題の *The prettiest girl at the ball was Miss Castlewood.* は、イエスペルセンの主張にもかかわらず、必ずしも主語は *Miss Castlewood* と判定する必要はないように思う。*The prettiest girls at the ball were Miss Castlewood and...* のごとき文は決して不自然なものではないであろうが、ここで動詞 *were* を選択しているのは明らかに *The prettiest girls at the ball* である。*The prettiest girl at the ball was Miss Castlewood.* を上文と同型と判断するなら、この場合も動詞 *was* の選択語句は先行の *The prettiest girl at the ball* とみることができ、したがって主語はこの語群ということになる。しかし、この場合、動詞形を選択関係を見究めなくとも、語順だけから、*The prettiest girl at the ball* を主語と判定してよいのではないだろうか。日常の主語生活において、*The prettiest girl at the ball was Miss Castlewood.* のごとき文に接して、われわれが直観的に主語ときめるのは文尾の *Miss Castlewood* ではなくて、文頭の *The prettiest girl at the ball* である。とすれば、*The prettiest girl at the ball* をもってこの文の主語とすることは、不自然どころか、適切な解釈というべきである。いうまでもないが、われわれの言語的直観に忠実であることは、すべてのすぐれた文法記述が満足させなければならない要件であると思われる。